

## 第 1 回会議におけるご質問・ご意見に対する回答（会議にてお答えできなかったもの及び会議後のご意見等について）

	ご意見・ご質問	回答
1	現状は、子育て支援関連に対してどれぐらいの予算が使われているのか？	<p>子ども・子育て支援施策に係る費用についての、平成 24 年度における合計額は約 2.1 兆円です。</p> <p>内訳： 認定こども園・幼稚園・保育所… 1 兆 5,100 億円</p> <p>放課後児童クラブ … 800 億円</p> <p>多様な保育（延長保育等） … 1,100 億円</p> <p>地域子育て支援拠点 … 300 億円</p> <p>一時預かり … 100 億円</p> <p>妊婦検診 … 1,200 億円</p> <p>社会的養護等 … 2,000 億円</p> <p>（内閣府HP <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomo3houan/index.html">http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomo3houan/index.html</a>）</p> <p>今回の新制度においては、消費税引き上げによる財源 0.7 兆円を含む約 1 兆円を新たに確保し、子ども・子育て支援の充実のための財源に充てることとしています。</p>
2	放課後児童クラブについては別途把握を行う、と言われたが、障がい児についても、現在の保育サービスについて何が足りないのか、どういったことをしてほしいのか別途把握するように配慮していただきたい。	<p>障害児を対象とする調査については、平成 23 年度に障害のある子どもとその家族の置かれた状況やニーズ等を把握し、高知市障害者計画・障害福祉計画（平成 24～26 年度）策定の基礎資料とすることを目的に、「障害等のある子どもの支援に関する調査」として実施しています。</p> <p>本市では、障害等のある子どもについては、健康づくり課が早期発見とその後のフォロー、保育課が障害児保育の推進、障がい福祉課が障害福祉サービスによる支援、教育研究所が就学支援を実施するなど、関係各課が連携しながら支援を進めており、平成 22 年度には、地域保健課に子ども発達支援センターを設置し、庁内外との連携を強めながら、「将来を見通した一貫した療育・支援システムの確立」を目指した取り組みを進めています。</p> <p>今回の子ども・子育て支援事業計画につきましては、障害児に特化した給付の位置づけが無いことから、障害児</p>
3	障がい児についてのニーズ調査を加えていただきたい。	<p>についてのニーズ調査は既に実施している調査結果を利用することとし、また、国のひな形にも無いため、今回の調査対象としておりません。</p> <p>ただし、子ども・子育て支援会議でいただきましたご意見に関しましては、本市の障害児施策を進める上での参考とさせていただきたいと考えておりますので、障害者計画の事務局へお伝えをしていくとともに、保育所及び放課後児童クラブや幼稚園における障害児の受け入れにつきましては、現行の水準が後退することがないように、今回の子ども・子育て支援事業計画の中においても計画的な体制整備等の検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

4	<p>現在における、保育所や幼稚園、放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ状況について教えていただきたい。</p>	<p>現在の保育園、幼稚園及び放課後児童クラブの障害児の受入状況についてお答えします。</p> <p>(1) 保育園 平成 25 年 4 月 1 日現在で、公立 21 園、民営 45 園で 184 名の児童が入所し、150 名の加配保育士を配置しています。</p> <p>(2) 幼稚園 私立幼稚園を所管する高知県幼保支援課に確認したところ、平成 24 年度の高知県私立幼稚園特別支援教育費補助金交付対象は 12 施設 43 名です。</p> <p>(3) 放課後児童クラブ 放課後児童クラブにおける障害児の受け入れは平成 25 年 4 月 1 日付けで 154 名、うち 98 名が加配の対象です。</p>
5	<p>保育の必要量について、保護者の就労時間をもとに保育の利用時間を決めていく認定がされると聞いた。現在の保育所で混合の子どもたちと一緒に保育することは、子どもの保育生活や心身の発達への影響も心配されるが、どのように考えているか。また、休職中の方や保護者がフル稼働していない障がい児の利用はどうか？</p>	<p>保育必要量については、子ども・子育て支援法第 20 条第 3 項の規定により、2 号認定子ども及び 3 号認定子どもを対象に認定することとされています。</p> <p>保育必要量は長時間と短時間に区分され、長時間の区分は、保護者のフルタイムの就労を想定し、現在の保育所開所時間の 11 時間に相当するとされています。</p> <p>短時間の区分は、パートタイムの就労を想定しており、具体的な時間については、現在、国の子ども・子育て会議において検討が進められています。</p> <p>本市では、一日の保育所生活の流れを通じた子どもの育ちの保障の観点から、短時間の区分を 8 時間とすべきとする意見を、国に提出しています。</p> <p>保育必要量の認定につきましては、支給認定基準に位置付けられ、国の子ども・子育て会議での審議を経て、国において決定し、今年度末に政省令が発出される予定となっております。</p>